

任意継続被保険者の標準報酬月額上限の改定について

平素より当健保組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
任意継続被保険者の保険料にかかる標準報酬月額は、健康保険法第47条に基づき「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額」のいずれか低い額をもって決定しております。

つきましては令和4年9月末における標準報酬月額の平均額397,134円に基づき、
令和5年度より任意継続保険料者の標準報酬月額の上限額が380千円(26等級)から410千円(27等級)に改定となりますのでお知らせいたします。

適用日	標準報酬月額
令和5年3月分保険料まで	「資格喪失時の標準報酬月額」または「380千円」のいずれか低い額
令和5年4月分保険料から	「資格喪失時の標準報酬月額」または「 410千円 」のいずれか低い額

また今回の上限改定により、資格喪失時(退職時)の標準報酬月額が410千円(27等級)以上の方は、保険料が下表の通り前年度保険料から変更となります。

年度	令和4年度	令和5年度
標準報酬月額 (等級)	380千円 (26等級)	410千円 (27等級)
健康保険料	36,100円	38,950円
介護保険料	6,688円	7,216円
健康保険料+介護保険料	42,788円	46,166円